

大阪市立大学同窓会女性部会会則

令和3年11月7日制定

令和4年11月 日一部改正

(名称)

第1条 本会は、大阪市立大学同窓会女性部会（WPC）と称する。

※WPC: Women Promotion Center

(目的)

第2条 本会は、大阪市立大学同窓会のネットワークを活用し、関係機関と協力し相互に交流することで、女性在学生・卒業生の支援を行うことを目的とする。

具体的な目標は以下の通りである。

- (1) 卒業生のネットワークを構築して、その充実を図り、情報交換ができる環境を提供する。
- (2) 上記ネットワークを活用して、大阪市立大学等他機関が行う在学生支援活動をサポートする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員相互の連携・交流およびそれに関連する活動
- (2) 大阪市立大学等他機関が行う在学生支援活動に対する協力活動
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員資格)

第4条 本会は、下記の会員をもって構成する。なお、本会則にいう「女性」には自認する性が女性であるかを含む。

- (1) 正会員・・・女性卒業生（前身校を含めたすべての女性卒業生）
- (2) 準会員・・・女性在学生（学部学生、大学院学生）
- (3) 特別会員・・・本会の目的に賛同し、事業活動を支援する個人及び団体で、世話人会が会員と認めるもの。大阪市立大学の元・現教職員を含む。

(本部)

第5条 本会は、本部を大阪市住吉区杉本3丁目3番138号大阪公立大学内に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名

(会の運営組織)

第7条 本会の運営組織として世話人会を置く。

- 2 世話人会は、代表、副代表、世話人をもって構成する。
- 3 世話人は若干名とし、会員が推薦し、世話人会が決定する。

(役員を選任・任期)

第8条 役員は世話人会の互選により選出し、総会にて承認を受ける。又、役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により、選出された役員任期は、前任者の又は現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 代表は本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、副代表間の協議により、代表の職務代行者を選任し、職務の代行を務めるものとする。

(会務の運営と執行)

第10条 世話会は、代表の招集により以下の事項を審議し、これを決定する。

- (1) 活動計画及び活動報告案
- (2) 収支報告案
- (3) 会則の改廃に関する案
- (4) 会務に関する重要な事項及びその他代表が必要と認めた事項

(総会)

第11条 本会の定期総会は、原則として、年1回5月に開催する。ただし、災害の発生その他のやむを得ない理由により、5月に総会を開催することが困難な場合は、6月以降に定期総会を開催することが出来る。

2 総会は、正会員をもって構成する。

3 代表は、総会を招集し、議長を務める。

4 この会則に別段の定めがあるものの他、次の事項は、総会に付議してその承認を受けなければならない。

- (1) 会則の改廃
- (2) 活動報告
- (3) 収支報告
- (4) 役員選任と解任
- (5) その他世話会において必要と認めた事項

5 総会の議決は、正会員である出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

6 代表が必要と認めた時は、臨時総会を開催することが出来る。

7 総会の開催は、WEBでも行うことが出来るものとし、招集通知は、文書に代えてメールで行うことが出来るものとする。また、招集通知方法につき、会員から個別の申し出があった場合は、当該会員に対しては、文書にて招集通知を行うこととする。

8 総会を開催するに当たっては、開催の2週間前に議案を送信・送付することとする。

(会計)

第12条 本会の活動に伴う経費は、下記をもって充てる。

- (1) 大阪市立大学同窓会からの支援事業費

(2) 事業ごとに徴収する参加費

(3) 個人及び団体からの寄付金

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則

(施行日)

本会則は令和3年11月7日から施行する。